

森口専任者からの質問2「平成29年5月協議会／松本部長の発言：“応分負担”について」に対する回答（森口専任者提出資料）

- 1 「応分の協力と負担をしなければならないということで、暫定リサイクル施設を出すということです」とは、とりもなおさず、用地選定理由が応分の協力と負担であるということですが間違いはないでしょうか。

用地選定につきましては、衛生組合管理者が述べているように、候補地を挙げたうえで比較を行ったものではありません。

- 2 今まで公に述べられてきた用地選定理由を回答ください。
（具体的な記載のある文書）

東大和市の暫定リサイクル施設用地になった理由につきましては、現在もリサイクル施設の用地となっていること、また、新たな用地を取得する必要がなく、特に、用地については、新たな財源負担を伴わないこと等からとなっております。

また、3市共同資源化事業は、組織市3市及び衛生組合の職員で構成する「ごみゼロプラン見直し調整部会」で、平成15年度から検討が始まりました。

平成15年度には、3市共同資源化事業は、粗大ごみ処理施設更新事業との調整を図ること、現在の小平・村山・大和衛生組合の敷地に集中することなく、東大和市用地を借用すること等、分散整備する必要があることなどがまとまりました。

平成16年度には、3市共同資源化事業にともなう施設の建設用地は、現東大和市リサイクル施設の敷地とすることなどとなり、平成17年8月23日、3市の市長が集まり、資源物の共同処理を検討し、共同処理施設用地として、東大和市暫定リサイクル施設用地を借用することなどが確認されているものです。

- 3 何に対して、何がどのように応分なのか回答ください。

組織市3市と衛生組合との間で決めた事業を実施していくことが、応分の協力であると考えております。

- 4 小平市や衛生組合が差し出さなさいという話ではなく、東大和市が応分の協力と負担をしなければいけないということで、暫定リサイクル施設の用地を出すという趣旨ですので、東大和市のどの会議でそのような決定がされたのか、それが記載された文書を提示ください。

今後のごみ焼却施設の更新を踏まえると、衛生組合の敷地に、資源物処理施設を整備することは難しく、施設を集中して整備するのではなく、別の用地で分散して整備する

こととなったもので、資源物の選別工程などで、取り除かれた異物などを効率的に処理するためには、衛生組合の遠方に施設を整備するより、比較的近くに整備することで効率よく運用できることから用地を決定しています。

東大和市内で用途地域等を含め、他に候補地を探すことは困難であること、さらには過去の検討経過を踏まえた中での判断となっております。

また、2品目の処理を東大和市の暫定リサイクル施設用地で行うことについては、平成24年11月13日に、東大和市議会全員協議会において説明を行い実施しているものです。

5 過去の会議録及びビデオでの発言と矛盾のない合理的な「用地選定・決定」の理由及び「3市の応分負担」の有無を回答ください。

用地については、過去の衛生組合理事者会において決定されたものであり、東大和市としては、市民の廃棄物処理を将来にわたって安定的に実施していくことを第一に考え事業実施への応分の協力をしているものです。

6 下記2件の発言で、3市での迷惑施設の応分負担が勘案されたことが明らかになっています。過去、現在にいたるまで、なぜ、この決定理由の明記がないのですか。

○平成27年7月11日

3市共同資源物施設整備連絡協議会 平成27年度第4回（第17回）資料
ごみ処理施設の計画等に対する意見・質問について

・9-9 意見・質問

平成25年4月22日【噂！東京マガジン】の噂の現場

【小平市長・衛生組合管理者】

構成市の中でそれぞれ、し尿処理は武蔵村山市でやっている、中間処理（焼却炉）は小平市でやっている。東大和の市民の皆さんには是非ご理解をいただいて。

・9-9 回答

小平市長の発言は、事業用地決定の背景にある考え方を述べたものです。

平成25年8月20日 3市共同資源化事業に関する説明会会議録 25p要旨

【小平市長・衛生組合管理者】

A地区、B地区、C地区があって、議論の中でA地区になったということではない、3市で応分に出来るだけ負担しようということ、既にリサイクル施設として稼働しているところ、総合的に勘案した中で想定地になった。

・9-11 意見・質問

武蔵村山市のし尿処理施設は、3市共同資源化事業ではなく5市の運営です。

武蔵村山市は、その運営について5市での応分負担を求めたことがありますか。

・9-11 回答

し尿処理施設の運営については、3市共同資源化事業とは関係がありません。

用地については、上記2及び4により決定したもので、現存する文書において用地の決定が、応分負担によるものと判断できるものではありません。